

2 自らを律する心と道徳教育

確かな学力、たくましく生きる健康と体力と並んで教育における今日的課題として挙げられていることが「豊かな人間性の育成」である。道徳教育は、この豊かな人間性の育成にかかわって大きな役割を担っている。

子どもたちの成長にとって大切にしなければならない豊かな人間性とは「美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にすることを心でであるととらえられる」（小学校学習指導要領解説 道徳編）とされている。「自ら律する心」は、ここで述べられている“自立心、自己抑制力”が深く関わっていると考えられる。

道徳教育については、平成27年2月に文部科学省より学校教育法施行規則の一部改正や、小・中学校学習指導要領等の一部改正等を行う案が公表された。このあと、パブリックコメント（意見公募手続）を経て、本年3月末に告示される見通しである。平成27年度からの教育課程の編成及び指導については、改正後の学習指導要領の各規定によることができるとされている。そこで、改正案も踏まえ、自らを律する心を育てる道徳教育について述べたい。

(1) 自らを律する心と道徳教育

自らを律する心は、一つは将来出会うであろう様々な場面において、より望ましいとされる行為を主体的に選択し、実践することができるという自立的な要素が含まれる。もう一方で、解説書で取り上げられている自己抑制力という、感情や欲望のおもむくままに行動しようとするのを押さえるという側面ももっている。したがって、自らを律する心は、主体性を含んだものである。より望ましい行為を選択する場合にも、自分の行為を、他からの制御や支配等ではなく、自らが主体的に判断することである。

道徳にかかわる発達は「他律から自律へ」である。他からの指示や、他の人の行為を見てそれを子どもが真似るといふ模倣や、さらに指示や模倣をくり返すうちに身に付いてくると言われる習慣、ここまでの段階は他律の道徳である。道徳の時間や道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育では、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性、換言すれば「他律から自律」への道筋である。子どもたちが道徳的に望ましい行為を選択し実践するとき、自律という側面から言えば、自己自身の力による選択であり、自己自身の主体的な行為ということになる。

(2) 道徳の内容における自らを律する心

学習指導要領 総則の改正案（小学校総則 括弧内は中学校）には、自らを律する心に関して次の記述がある。

教育課程編成の一般方針

- 2 …自己の生き方（人間としての生き方）を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 各学校においては、児童（生徒）の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。（中学校案には「その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること…」とある）

(3) 各学年の発達段階における道徳の内容と自らを律する心の育成

自律に関わって、改正学習指導要領案では、道徳科の内容は次のように示されている。

A 自分自身に関すること

小学校〔善悪の判断、自律、自由と責任〕

第1学年及び第2学年

よいこととわるいことの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

第3学年及び第4学年

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

第5学年及び第6学年

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

中学校〔自主、自律、自由と責任〕

自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

小学校低学年・中学年は自律という言葉で直接的に表現されていないが、低学年では、正しいことと悪いことの判断を的確にすることが求められる。「してはならないことはしない」という姿勢である。中学年では、自ら正しいと判断したことについては、他からの意見等にも惑わされずに実践することや、過ちに気付いたら素直に改めることにより、明るい生活が送れることを理解することも、自らを律する心を育てるために大切なことである。

自分で考え、自分の意思で決定したものであれば、人間はその結果について責任をもつようになり、将来出会うであろう様々な場面において何らかの行動を選択する場合にも、誠実に実行するようになると思われる。そこに、道徳的自覚に支えられた自律的な生き方が生ま

れ、自らの責任によって生きる自信が育ち、一個の人間としての誇りがもてるようになる。

(4) 自らを律する心を育てる道德教育の充実

① 道德的実践力と道德的実践の響き合い

学校教育法施行規則の一部改正案では、これまでの「道德の時間」を「特別の教科である道德（道德科）」とするとされている。そして、学校における道德教育は「道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行う」こととある。

道德教育の充実とは、改善の趣旨を生かして、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師を中心に、全校を挙げて組織的、計画的、発展的に取り組むことを大切にしなければならない。

道德教育の在り方に関して現行の解説書では、小・中学校ともに「本来、道德的実践は、内面的な道德的実践力が基盤になければならない。道德的実践力が育つことによって、より確かな道德的実践ができるのであり、そのような道德的実践を繰り返すことによって、道德的実践力も強められるのである。道德教育は、道德的実践力と道德的実践の指導が相互に響き合って、一人一人の道德性を高めていくものでなければならない」と述べられている。

改正学習指導要領案でも「道德教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにすること」とされている。道德科の指導と学校の教育活動全体で行う道德教育との関連をさらに明確にしていく必要がある。

② 特別の教科である道德を要とした道德教育

道德授業については、例えば東京都では、道德授業地区公開講座により、多くの学校で全学級公開というかたちで実施されるようになってきている。しかしながら、例えば、子どもたちにアイマスク体験をさせ、それだけで現行の2-2の内容の授業を行ったとしたり、読み物資料を読んで感想を発表し合って終わりとしたりするなど、道德の時間の指導の特質が生かされない授業を見かけることもある。

道德の時間の指導（今後は道德科）の特質は、端的に言えば、ねらいとする道德的価値について理解すること、ねらいとする道德的価値と自分の生活とのかかわりを考えること、そしてねらいとする道德的価値に関わって自分なりの課題をもち、夢や希望をもつことの三点である。行為を押しつけてしまったり、決意を語らせて終わったりといった、特質に基づかない指導を改めることも肝要である。

③ 多様な指導方法の開発

道德授業の指導方法が画一化しているということがしばしば指摘される。読み物資料に登場する主人公等に共感させ「このときの気持ちは」「何を考えているか」といった発問の繰り返しで授業を展開していることが多いと言われている。本来は、教師の指導観やねらいの

設定等により、様々な指導方法があるはずであるが、共感的な理解を求める展開が多くなっていることも事実である。

子どもたちの実態等に合わせて、子どもたちの心の奥底に触れるような授業展開を期待したい。資料も読み物資料とは限らない、話し合いも単に意見を発表するだけではない。高学年や中学校ではもっと討論的な授業展開があってもいいのではないか。児童生徒が主体的に考える道徳授業にしていくことが必要である。

改正小学校学習指導要領案にも、道徳科の指導計画の作成と内容の取扱いについて配慮すべきこととして次の記述がある。

- (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること（中学校案には、さらに「また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること」とある）
- (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。（中学校案も同内容である）

④ 検定教科書の活用

これからの道徳教育、とりわけ道徳授業を考えたとき、重要なポイントとして考えなければならないことは、特別の教科書として位置付けたことである。評価・評定や、中学校以上における免許、更に教科書についての検討が必要となる。評価については、現行においても「児童（生徒）の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする」（解説書）とされていて、評価を行うことが求められている。この数値による評価は行わないという基本的な考え方は変わらないが、指導要録への記入は必要となる。

免許に関しては、「指導に当たっては学級担任の教師が行うことを原則とする」となっている。

教科書については、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度に子どもたちの手元に届けられる予定である。すべての子どもたちが手元に教科書を置いて道徳学習をするのである。いつでも活用できる教科書があることとなり、今以上に充実した道徳授業が展開され、子どもたちの心が豊かに育まれていくことが期待できる。